

ホームアプリ利用規約

第1節 総則

第1条（規約の適用）

株式会社ケーブルテレビ品川（以下「当社」といいます。）は、当社の定める「ホームアプリ利用規約」（以下「本規約」といいます。）により、当社および日本デジタル配信株式会社（以下「JDS」といいます。）が管理・運営するアプリケーション「any tagpad App」（以下「本サービス」）を提供します。

第2条（規約の変更）

当社は、本規約を、当社とホームアプリ契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

2. 本規約を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人
提携事業者	当社と提携し、本サービスを提供するため、サーバやコンテンツを保有する事業者
提供アプリ等	当社および JDS が提供するアプリケーション等
その他アプリ等	加入者がアプリマーケットからダウンロードを行った、提供アプリ等以外のアプリケーション等
他社サービス	当社および JDS が選定を行った第三者が管理・運営するサービスのことで、本サービス上でリンクをはったもの
EC サイト	買い物コンテンツの遷移先である電子商取引サイト
管理サイト	JDS が管理するサーバ上にあるサイトであって、本サービスの一内容として当社および JDS がアクセスし利用することができる、本サービスの提供を受ける加入者の情報等および加入者が使用しているタブレット端末の情報等を管理するためのサイト
電気通信事業者	電気通信事業法第9条の登録を受けた者
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対して支払うべき別表に定める対価等
ID	本サービスを利用するための各種識別番号
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（本サービスの内容）

本サービスは、当社およびJDSが管理・運営するアプリケーション「any tagpad App」により、地域・生活情報をポータル化して提供するサービスです。

2. 本サービスの利用に際しては、本規約のほかJDSが定めるany tagpad サービス利用規約、その他の利用条件等を遵守するものとします。
3. 加入者は、本サービスを、当社指定のタブレット端末および対象OSの環境下でのみ利用することができるものとします。
4. 当社指定のタブレット端末および対象OSを有する加入者は、「App Store」または「Google Play」から本サービスのアプリケーション「any tagpad App」をダウンロードし、利用するものとします。なお、「App Store」は、Apple Inc.のサービスマークで、「Google Play」は、Google Inc.の商標または登録商標です。
5. 本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。

第2節 利用契約

第5条（利用申し込みができる対象）

本サービスは、別表の3.に定める当社サービスのいずれかを利用している場合、または、当社が別途しながらタブレットサービス契約約款に定めるタブレットサービスの契約期間満了後、利用契約を継続する場合に限り申し込むことができるものとします。本サービスは、当社が特に認める場合を除き、単独で新規に契約することはできません。

第6条（契約期間）

契約期間は、第9条（利用契約の成立と利用開始日）に定める利用開始日が属する月から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第7条（利用契約の申し込み）

申込者は、本規約および提携事業者が別途定める規約・利用条件等を承認のうえ、当社所定の書類に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

- (1) 申込者の住所および氏名、または、所在地、商号および代表者
 - (2) 利用を希望する端末と台数
 - (3) その他利用契約の申し込みの内容を特定するために必要な事項
2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
 3. 申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。
 4. 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で、当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第8条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が料金、およびその他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
 - (2) 申込者が本規約に違反するおそれがある場合
 - (3) 申し込み内容に虚偽の記載がある場合
 - (4) 本サービスの提供が著しく困難である場合
 - (5) その他、利用契約締結が不相当と当社が判断した場合
2. 前項の規定により、当社が利用契約の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に

対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第9条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
3. 利用契約成立後、本サービスが利用可能となった日を本サービスの利用開始日と定めます。また、第11条（加入申込書記載事項の変更）第3項の規定により別表の1. に定めるサービス品目が追加されたときを当該サービス品目の利用開始日と定めます。

第10条（本サービスの利用のための設備設定・維持）

加入者は、本サービスの利用にあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して設備をインターネットに接続するものとします。

2. 加入者の設備もしくは環境、または前項に定めるインターネット接続に不具合がある場合、当社は加入者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

第3節 契約事項の変更

第11条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。

2. 加入者は、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
3. 加入者は、別表の1. に定めるサービス品目の追加を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4. 加入者は、加入者が別表の1. に定めるサービス品目を複数利用している場合、毎月末日付にて、特定のサービス品目のみの解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
5. 当社は、第8条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項から第4項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
6. 第2項から第4項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。
7. 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第12条（名義変更）

加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

- (1) 加入者の改称
 - (2) 承継
 - (3) 譲渡
2. 前項第2号または第3号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾し

た場合に限るものとします。

3. 前2項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

第13条（権利譲渡等の禁止）

加入者は、第12条（名義変更）の場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第4節 本サービス提供の停止等

第14条（当社が行う本サービス提供の制限）

当社は、天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合、本サービスの提供を制限することがあります。なお、本サービスの提供を制限したことによって加入者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。

2. 当社は、前項により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の適当と認める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の適当と認める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第15条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。なお、加入者の希望による本サービスの停止を行うことはできません。

- (1) 料金等の支払いを怠った場合、および当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠るおそれがある場合
 - (2) 当社所定の書類に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (3) その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条（当社が行う本サービス提供の休止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

- (1) 本サービスのシステムの保守点検、更新、その他メンテナンス等を行う場合
 - (2) 火災、停電、天災地変等これに準ずる事態が発生した場合
 - (3) 本サービスの提供が困難なシステムのトラブルが発生した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、その理由、実施期日および実施期間を、当社の適当と認める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第5節 利用契約の解除

第17条（加入者が行う利用契約の解約）

加入者は、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、

当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約の解約日として取り扱います。また、当該契約の解約日を本サービスの利用終了日と定めます。
3. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとし、その場合は、別途定める日を当該契約の解約日として取り扱うものとします。

第18条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、第15条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、停止後速やかにその原因となった事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができるものとします。

2. 当社は、加入者が第15条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定に該当する場合は、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、加入者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、前2項の規定にかかわらず、直ちにその利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、前各項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
5. 第1項ないし第3項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第6節 IDおよびパスワード

第19条（IDおよびパスワードの管理）

当社は、契約の成立に伴い、加入者にIDを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

2. 加入者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
3. 加入者は、IDおよびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が第17条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第18条（当社が行う利用契約の解除）の規定により、利用契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7節 料金等

第20条（料金等）

料金等は、別表に定めるとおりとします。

2. 加入者は、別表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
3. 当社は、別表に定める料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヶ月前までに、当社ホームページでの掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第21条（加入者の支払い義務）

加入者は、その契約内容に応じ、第 20 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 本サービスの月額利用料金の支払い義務は、第 9 条（利用契約の成立と利用開始日）第 3 項に規定する利用開始日に発生するものとします。
3. 料金等のうち、一時金の支払い義務は、第 9 条（利用契約の成立と利用開始日）第 3 項に規定する利用開始日あるいは第 11 条（加入申込書記載事項の変更）の規定によりサービス品目の変更、追加した時は、変更、追加後の利用開始日に発生するものとします。
4. 加入者は、本サービスの提供の一時中断を行うことはできないものとします。本サービスの利用の一時中断の場合は解約となります。
5. 第 15 条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、提供停止があった場合は、加入者は、その期間中の料金の支払いを要します。
6. 当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続 10 日以上この状態が継続した場合は、対象となる加入者に対し当該月の料金の支払い義務を免ずるものとします。

第 22 条（料金等の請求時期および支払期限等）

当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
3. 加入者は、第 1 項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。
4. 加入者は、当社が加入者から料金等の支払いを受ける権利の全部または一部を、当社の指定する信販会社に譲渡することができることを、あらかじめ承諾するものとします。この場合、譲渡後の料金等の支払いについては、当該債権の譲受人の定める条件によるものとします。また、当社は、当社の指定する信販会社に譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取り消し、または当社の指定する信販会社から再譲渡を受けることができるものとします。

第 23 条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）

第 18 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第 18 条（当社が行う利用契約の解除）第 5 項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第 24 条（遅延損害金）

加入者は、料金その他利用契約に関し当社に対して負うべき債務の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 8 節 雑則

第 25 条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第 26 条（機密保持）

加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約

終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第 27 条（情報の削除等）

当社は、加入者による本サービスの利用が第 28 条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第 28 条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します。
 - (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
 - (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第 28 条（禁止事項）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

- (1) 本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはそのおそれのある行為
- (2) 本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
- (3) コンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します）、逆コンパイル、逆アセンブルのほかこれらに類する行為
- (4) コンテンツの全部または一部を複製、翻案する行為
- (5) コンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与、その他の利用をする行為
- (6) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (7) 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (8) 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (9) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (10) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (11) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (12) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (13) 当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為

- (14) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (15) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (16) 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (17) 第三者の設備等または本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (18) 本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (19) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (20) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (21) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (22) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (23) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (24) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (25) 公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (26) 法令に違反し、またはそのおそれのある行為
- (27) その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不相当と判断する行為

第 29 条（他社サービス、その他アプリ等）

加入者は、他社サービス、その他アプリ等を利用する場合（EC サイトにおける商品・サービスの購入行為等を含みます。）、当該サービス、アプリ等提供会社が別途定める利用規約・利用条件等（個人情報の取扱いに関する定めを含みます。）を遵守するものとします。

- 2. 加入者は、前項の他社サービス、その他アプリ等における一切の行為、ならびにその結果について責任を負うものとし、当社および JDS は一切の責任を負いません。万一、加入者によるこれらの行為に起因して他の者とトラブルが生じた場合、加入者は自らの費用と責任においてこれを解決するものとします。
- 3. 当社および JDS は、加入者が他社サービス、その他アプリ等を利用する場合（EC サイトにおける商品・サービスの購入行為等を含みます。）、当該サービス、アプリ等提供会社に対し、加入者の履歴情報等を提供することができます。

第 30 条（著作権）

加入者は、本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても、加入者自身の私的使用以外に使用してはなりません。

第 31 条（損害賠償の免責および特約事項）

当社は、第 18 条（当社が行う利用契約の解除）、第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）、第 14 条（当社が行う本サービス提供の制限）、第 15 条（当社が行う本サービス提供の停止）、第 16 条（当社が行う本サービス提供の休止）、第 32 条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を解除、解約、制限、停止、休止、廃止したことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

- 2. 第 12 条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場

合、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 本サービスにより提供される各種情報の内容の正確性、最新性、有用性、完全性等について、当社は何らの保証をしないものとします。加入者およびその他の第三者が、本サービスにて提供される情報に基づいて行った活動によって加入者およびその他の第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 加入者が、第 26 条（機密保持）第 1 項、第 28 条（禁止事項）、および第 30 条（著作権）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
6. 第 18 条（当社が行う利用契約の解除）および第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約が解除または解約されたことにより当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
7. 当社は、加入者のタブレット端末に保管されたデータについて一切責任を負わないものとします。また、加入者は、利用契約が終了した際には、加入者の占有または管理下にあるコンテンツならびに本規約に違反して複製された複製物等全てを当社が破棄または消去することに同意するものとします。

第 32 条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の 3 ヶ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

第 33 条（本サービス提供の終了にともなう当社の責任等）

利用契約の終了にともない、本サービスの提供が終了したことによって加入者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。

2. 利用契約が終了した場合、加入者はいかなる理由においても本サービスを使用することはできません。また、加入者の占有または管理下にあるコンテンツならびに本規約に違反して複製された複製物等全てを当社が破棄または消去することに同意するものとします。

第 34 条（関連法令の遵守）

当社は、本規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第 35 条（国内法への準拠）

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 36 条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則 本規約は、2017 年 3 月 1 日より施行します。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

1. サービス品目・内容と月額利用料金

サービス品目	サービス内容	月額利用料金	
		当社サービス 加入者 (*1)	当社サービス 未加入者 (*2)
ホームアプリ	any tagpad App	0 円	500 円

(*1) 別表の 3. のいずれかを利用している本サービス加入者とします。

(*2) 別表の 3. のいずれも利用していない本サービス加入者とします。

2. 契約事務手数料

新規申し込み時、サービス品目の変更・追加時に発生します。

区分	料金
契約事務手数料	3,000 円

3. 対象サービス品目

約款・規約名	サービス品目等
ケーブルテレビジョンサービス契約約款	マックス ビッグ アルファエース ミニ 施設利用サービス
放送サービス契約約款	デジタルスーパーHD デジタルスーパー デジタルベーシック HD デジタルミニ 戸建施設利用サービス
ケーブルインターネットサービス契約約款	かっとびメガ160 かっとびワイド かっとびプラス かっとびジャスト
インターネット接続サービス契約約款	エコノミー アタックプラス アタックエクスプレス アタックプレミア しながわ光 マンション VDSL タイプ しながわ光 マンション LAN タイプ しながわ光 ホームタイプ
かっとびMANSION LAN インター ネット利用サービス契約約款	かっとびMANSION LAN インター ネット利用サービス
ケーブルプラス電話利用規約	ケーブルプラス電話
インテリジェントホーム契約約款	インテリジェントホーム
しながわ テレビ・プッシュ契約約款	しながわ テレビ・プッシュ
しながわ データSIM契約約款	データ専用SIM 端末 (スマホタイプ) 端末 (ルータータイプ)

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとしします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとしします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとしします。
3. 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとしします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとしします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとしします。